

頑張る事業者を応援します!

# 店舗リニューアル補助金

みどり市では、魅力ある店舗による集客及び売上の増加を図るため、店舗を改装して事業を継続して営む者に対し、「店舗の改修」や「店舗で使用する備品の購入」にかかる費用の2分1を補助します。

## 補助金額

●補助率：補助対象経費の2分の1以内 ●限度額：100万円

※補助金の交付は、同一店舗につき1回限り（補助対象者が同一でない場合を除く）

## (1) 補助対象者

下記を全て満たす事業者又は市民団体等が対象となります。

- ・ 店舗を自ら営業していること
- ・ 店舗の営業にあたって関係法令に違反していないこと
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ みどり市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員が関係する者でないこと
- ・ 政治団体でないこと又は政治活動を目的とした事業を行っていないこと
- ・ 宗教団体でないこと又は宗教活動を目的とした事業を行っていないこと
- ・ 風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと
- ・ 改装工事等について、市の他の制度による補助金又は助成金の交付を受けていないこと
- ・ 過去に本補助金の交付を受けていないこと

## (2) 補助対象店舗

市内にあり営業活動の用に供されている店舗、事務所、施設等であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

- ・ 補助対象者が店舗を自ら所有し、営業している店舗（※貸し出しを目的とする店舗を除く）
- ・ 補助対象者が店舗を賃借し、自らが営業している店舗であって、改装工事後も店舗の営業を継続し、かつ、店舗所有者から改修等の承諾を得ていること

## (3) 補助対象経費

- (1) 店舗の内装又は外装工事
- (2) 給排水設備工事
- (3) 電気又はガス工事
- (4) その他店舗と一体となって機能する設備工事
- (5) 金額が1品3万円以上であり、かつ、合計10万円以上である備品購入費

※備品は事業を行うために必要な物品で、1年以上継続して使用できるものをいいます。

※備品購入のみの経費は対象となりません。

#### (4) 対象とならない工事、備品の例

##### 《対象とならない工事》

- ① 土地購入及び工事中の仮店舗に係るもの
- ② 建築手続き等に要する費用
- ③ 屋根・躯体部分に関する工事
- ④ 住居等、専ら営業活動以外で使用する部分に関する工事
- ⑤ 増減築（床面積増減）に関する工事
- ⑥ 下水・浄化槽に関する工事
- ⑦ 地下埋設の給排水管のみの工事
- ⑧ 植樹・剪定などの植栽に関する工事
- ⑨ 清掃・消臭・抗菌処理
- ⑩ 害虫駆除・防虫等の薬剤散布
- ⑪ 売場ではない部分に関する工事
- ⑫ 店舗以外の構築物（塀・門扉等）に関する工事（店舗に据付されている店舗看板を除く）  
など

##### 《対象とならない備品》

- ① 事務用品
- ② 食器類
- ③ 自動車、バイク、自転車
- ④ 事業主の生活上必要なものと区別があいまいな備品（例：テレビ・冷蔵庫・電話など。  
ただし、店舗での利用に限定していることが証明できるものは可）
- ⑤ 制服やユニフォームなどの衣料品
- ⑥ 主に補助目的以外の用途で使用すると認められるもの  
など

2023 年 4 月 1 日現在

## (5) 手続きの流れ

